

令和8年度「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における

出店場所の開拓・出店調整等業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇円）を契約締結後、乙の請求に基づき概算払いを行う。検査終了後に仕様書に定める精算対象経費については、実績に基づき精算する。
精算を行う場合の方法	第6項のとおり
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和8年4月1日から令和9年3月31日
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第8条
6 別紙委託契約約款に付加する条項	第43条 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、乙に帰属する。 2 乙は、甲に対し、成果物を、以下の各号の態様で利用することを許諾する。 (1)印刷物における利用 (2)インターネットホームページ等における利用 (3)翻訳 3 前項の許諾は、独占的なものとし、乙は、甲以外の第三者に対し、以下の各号の形態で成果物を利用することを許諾してはならない。 (1)印刷物における複製、頒布 (2)インターネットホームページ等における掲載 (3) 翻訳した成果物の前2号における利用 第44条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日まで

	に、 精算報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書の3(3)に基づき精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
7 担保期間（第13条）	なし

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 経済観光局長 ○○ ○○ 印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。